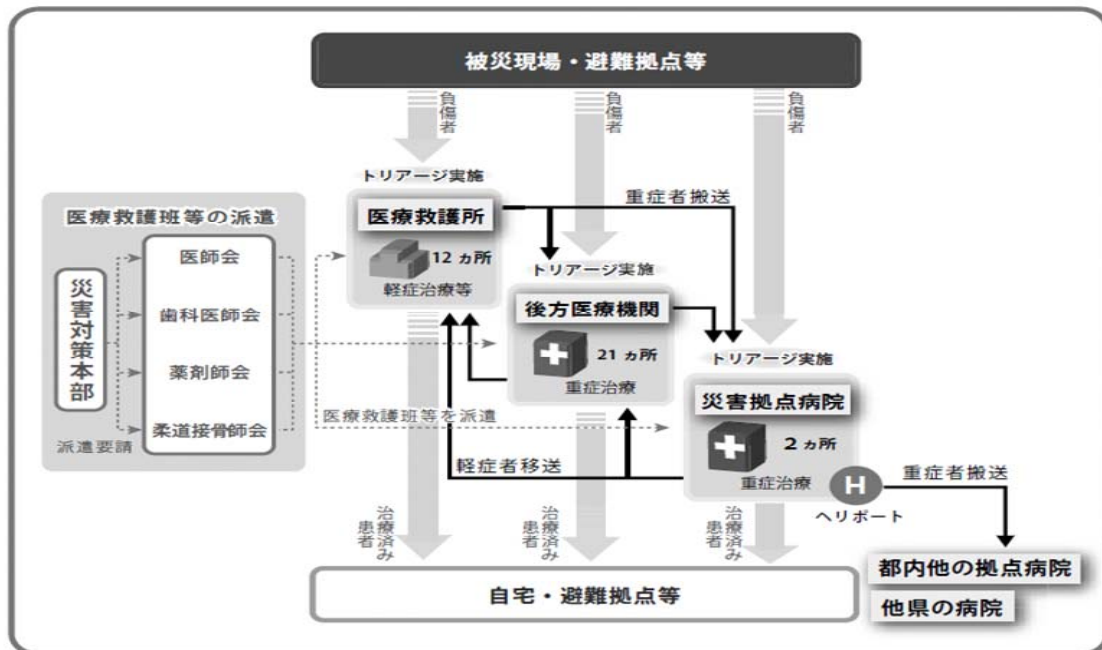


## 練馬区の医療連携（２）災害医療体制の充実

事業名：災害時医療救護体制の構築と安全安心のまちづくり事業（平成18年度から）

事業内容

- 1 目的：区が誘致した2つの大学病院（日大練馬光が丘病院・順天堂練馬病院）を核とした災害時医療救護体制についての調査検討を行い、これをもとに関係機関と協議し災害時医療救護体制を構築する。
- 2 経過：①平成18年度に、2つの大学病院、区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会、東京都および練馬区からなる「練馬区災害時医療救護体制に係る検討委員会」を設置し、災害時医療救護体制について調査検討を行った。  
②平成19年度からは、検討委員会の報告書をもとに、災害医療運営連絡会（昭和57年設置）に作業部会を設け、各師会と締結している災害時の協定書の見直し、医療救護所の開設運営方法の明確化、医療救護班の派遣体制、トリアージの実施手順などについて協議している。なお、作業部会には警察署および消防署にも参加してもらっている。
- 3 その他：練馬区では、災害時に医療救護活動の中心となる後方医療機関に対し、平成19年度から耐震診断・改修等の助成を行っている。  
耐震診断（助成率2/3 助成限度額 200万円）実施設計（助成率2/3 助成限度額 450万円）改修工事（助成率 1/2 助成限度額 6,000万円）（平成19年度実績；耐震診断1件）



○平成19年7月2日 平成19年度練馬区災害医療運営連絡会開催

○平成19年8月2日 作業部会の発足 メンバー；医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会、日大練馬光が丘病院、順天堂練馬病院、3消防署、3警察署、練馬区

作業部会の検討事項

1 短期目標（2年以内）

- ① 協定書の見直し ② 後方医療機関の開設運営方法の明確化 ③ 医療救護所の開設運営方法の明確化 ④ 医療救護班の派遣体制 ⑤ トリアージの実施手順、実施場所、実施方法の明確化 ⑥ 関係医療機関と連携した訓練の持続的な企画・訓練の体制整備

2 中期目標（3～5年）

- ① 医療救護所（逆搬送先）の設定 ② 拠点病院における医師会の受け入れ体制の整備 ③ ボランティアの受け入れ体制 ④ 医薬品の備蓄（1週間程度） ⑤ 後方医療機関の指令系統、運営要員、運営方法等の明確化 ⑥ 重傷者・被災病院入院患者の搬送先、搬送手段 ⑦ 支援医薬品等の搬送者、配給先、搬送手段の明確化 ⑧ ランニングストック方式による医薬品の管理

